

会 議 録

1 会議の名称	産業建設常任委員会
2 日 時	令和 6年 8月 22日 (木) 午後 1時 30分 開会 午後 2時 46分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	前田 秀資 今野 康敏 荻野 貴文
	越水 崇史 刃田 巖 米谷 政久
	森尾 武史
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (11人)	副市長 (大島 伸生)
	土木部長 (吉野 雅彦)
	下水道担当部長 (石井 啓治)
	下水道経営課長 (平井 淳一)
	下水道整備課長 (友部 淳一)
	下水道整備課下水道施設担当課長 (兼) 施設整備係長 (中野 進一)
	下水道経営課主幹 (兼) 計画係長 (山本 章弘)
	下水道整備課下水道施設担当主幹 (兼) 施設管理係長 (山本 敦之)
	下水道経営課公営企業係長 (相原 靖宏)
	下水道整備課公共下水道整備係長 (石川 祐一)
下水道整備課河川・維持管理係長 (小井口 和臣)	
7 傍 聴 者	2人
8 事 務 局	次長 主任主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第 4 7 号 令和 5 年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について

結 果 認 定

午後 1 時 3 0 分 開会

○委員長【前田秀資議員】 ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

ここで執行者側から副市長に御出席をいただいておりますので、御挨拶をお願いします。

○副市長【大島伸生】 開会に当たりまして、まずは委員会の皆様におわびがございませぬ。

本日は、公共下水道事業会計の令和 5 年度決算を御審査いただくわけですが、本日の審査資料であります令和 5 年度伊勢原市公共下水道事業会計決算書及び附属資料について、本委員会委員が御確認された際、内容の誤りに気づかれ、御指摘をいただきました。誤りがあったのは、令和 5 年度伊勢原市公共下水道事業会計決算書及び附属資料の 2 6 ページでございまして、(2) 経営指標に関する事項に係る部分でございませぬ。

誤りの内容は、このページの表、経営指標の推移における有形固定資産減価償却率の算出におきまして分母となる有形固定資産の額を、土地や建設仮勘定等償却資産でない資産を除いて算出すべきところ、これらを含めて算出した誤りでございませぬ。誤った原因ですが、前年度資料の時点修正のみに終始し、様々なデータの算定プロセスから根本的に確認する作業を怠ったことによるものでございませぬ。

今後、このようなことがないよう、複数職員、複数回による確認の徹底、並びに引継書や業務マニュアル等による算出手続の明確化など確認体制を改めてまいります。

加えまして、管理監督する職員の意識も改めまして、再発防止に取り組んでまいります。このたびは誠に申し訳ございませぬでした。

それでは、令和 5 年度決算の御審査をよろしくお願いいたします。決算全体の評価、収入支出の状況につきましては、先般の議案審議におきまして総括的にお答えをさせていただいておりますが、最後までお答えすることができなかつた点もあろうかと思ひます。本日は具体的な事務事業も含めまして、細部にわたる御審査をよろしくお願いしたいと思ひます。本常任委員会の皆様方の御理解を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長【前田秀資議員】 それでは、「議案第 4 7 号、令和 5 年度伊勢原市

公共下水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

本案については本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。

○委員【荻野貴文議員】 よろしく願いいたします。まず、3点お伺いいたします。

差異分析調書1ページ、収益的収入で営業外収益が消費税及び地方消費税還付金が増えた理由をお聞きいたします。

2点目、同じページで、資本的収入、企業債が予算額に比べ減っている理由は何か、お伺いいたします。

3点目、同じページで国庫補助金が予算額に比べ減っている理由は何か、お伺いいたします。

○下水道経営課長【平井淳一】 それでは、3点についてお答えします。

まず1点目、消費税及び地方消費税還付金は、支払った消費税額が受け取った消費税額よりも上回った場合に発生いたします。令和5年度決算においては、消費税計算の結果、還付が発生したため、収益計上して対応いたしました。

2点目、公共下水道事業債については、当該企業債の対象となる建設事業を令和6年度に繰り越したことによって、企業債の借入れを行う時期についても令和6年度となったためです。相模川流域下水道事業債というのは県が管轄する流域下水道事業の建設事業に応じ、負担金を支出しています。その事業が県の執行残等により減となり、市の負担金が減となったことで、起債可能額も減となりました。

最後に、国庫補助金についてです。企業債と同様に、当該国庫補助金の対象となる建設事業を令和6年度に繰越したことによって、翌年度の収入となったためです。

以上です。

○委員【荻野貴文議員】 続いて2点お伺いいたします。

審査資料の7ページ、不用額が多かった中で、次年度にどのように反映させ、より効果的な運営を図る予定でしょうか。

2点目、不用額がもし分かっていたら、予算時としてどのような事業を計画していたのか、お伺いいたします。

○下水道経営課長【平井淳一】 2点についてお答えします。

不用額が発生した状況や理由を分析して、問題点や改善すべき点を発見して、将来の予算編成や適正な予算執行につなげるとともに、今回、発生した不用額につきましては翌年度以降の財源として活用し、下水道事業の安定した経営につなげてまいります。

続きまして、令和5年度予算編成においては、収支のバランスを考慮し、施設設備の修繕や公共下水道長寿命化対策計画の策定等、翌年度以降に事業の実施を先送りしたものもあります。これらの事業に着手することができたほか、国庫補助金等の財源確保や事業に携わる職員の業務負担等の課題はありますが、下水道

整備における未普及対策の促進が一定程度図れたものと考えます。

以上です。

○委員【荻野貴文議員】 最後、3点お伺いいたします。

決算書の42ページ、令和4年度より一時借入金の借入残高最高額が増えた理由についてお尋ねいたします。

2点目、審査資料9ページ、普及指導費の執行率70.02%の理由をお伺いいたします。

3点目、同じページで、流域下水道維持管理費負担金の執行率76.40%の理由をお伺いいたします。

○下水道経営課長【平井淳一】 3点についてお答えします。

一時借入金は現金不足が見込まれる場合に、一般会計の財政調整基金や民間金融機関から借入れする短期資金でございまして、借入れを行う際には、金額や期間を十分精査した上で活用しています。令和5年度は財政調整基金から令和6年2月29日から3月22日までに7億円を借り入れ、横浜銀行からも令和6年3月21日から3月26日までに7億円を借り入れたことで、借入れの時期が2日間重複しましたため、前年度比で借入残高最高額が10億円の増となりました。

2点目、水洗化普及促進事業費に係る補助金の件数が予算上の見込みを下回ったことによるものです。水洗便所改造等に係る補助金の申請件数は年度により大きく異なりますが、性質上、補助しないということは難しいため、一定の範囲で予算を多く計上しております。

続きまして、相模川流域下水道の負担金です。相模川流域下水道維持管理費負担金は年4回に分けて支払いを行います。最終支払いであります第4四半期分の支払いは、県が執行残や執行状況を精査した内容に応じて負担額が増減します。令和5年度は県による執行残が生じたため、市の負担金が減となり、執行率が76.4%にとどまりました。

以上です。

○委員【森尾武史議員】 私からもよろしくお願ひします。さきの委員とちょっと重なるところがあるかもしれませんが、御容赦ください。

まず1つ目、決算審査資料の7ページ、不用額が大きい事業の1番目、污水管渠整備事業費についてお聞きいたします。前年度に比べ4億2053万460円増額の11億8965万9718円の支出となっておりますが、そもそも予算は18億2078万3000円であり、不用額が6億3112万3282円出ております。不用額のうち大部分の4億5266万6000円は令和6年度繰越しとなっておりますが、その理由は何でしょうか。また、請負費及び委託料減の詳細をお聞かせください。まずはお願いします。

○下水道整備課長【友部淳一】 污水管渠整備事業費の令和6年度繰越しとなった詳細な理由についてお答えいたします。令和6年度に繰越しとなった要因は大きく分けて2つありまして、関係機関との調整や設計変更に時間を要したことによるもののほか、国の令和5年度第1次補正予算における採択事業の内示時期

によるものです。また、工事請負費及び委託料は、執行段階で入札差金が発生した事等による減となりました。

以上でございます。

○委員【森尾武史議員】 入札差金の詳細をお聞かせください。どの程度の額を予定し、実際はどの程度の額だったのでしょうか。

○下水道整備課長【友部淳一】 入札差金の詳細についてお答えいたします。一般競争入札に伴う入札差金につきまして、予算の段階では落札率が委託料50%、工事請負費90%程度と予測し、約7400万円としておりましたが、実際の落札率は平均で委託料が約48%、工事請負費が約92%となっており、約6400万円の入札差金となっております。

以上でございます。

○委員【森尾武史議員】 ありがとうございます。では、続いて、同じく決算審査資料の7ページ、不用額が大きい事業の2番目の雨水管渠整備事業についてお聞きいたします。汚水管渠と同じく前年度に比べて1億4024万6090円増の1億6638万6513円の支出となっておりますが、こちらも予算額は3億8276万6000円であり、不用額が2億1637万9487円出ており、執行率が43.5%ということですが、要因をお聞かせください。

○下水道整備課長【友部淳一】 雨水管渠整備事業費について不用額の主な要因についてお答えいたします。不用額の主な要因は、雨水矢羽根第1-1幹線整備工事を令和6年度に繰越しを行ったほか、令和4年度から令和5年度に繰越しをした雨水矢羽根第1-1幹線実施設計業務が、契約変更により、事業費が減となったことなどに伴いまして、委託料が減となったことなどによるものです。

あと、予算に対する不用額の割合が大きいため、執行率も43.5%と低率になっております。

以上でございます。

○委員【森尾武史議員】 ありがとうございます。契約変更により事業費が減額となったとのことですが、契約変更の内容とその影響はどのようなものでしょうか。

○下水道整備課長【友部淳一】 契約変更の内容とその影響についてお答えいたします。雨水矢羽根第1-1幹線実施設計業務の契約変更につきましては、当初、雨水幹線沿線におけます民家が隣接することから、推進工法で設計を予定しておりました。しかし、本業務で実施した土質調査の結果などによりまして、施工方法や経済性等について再検討した結果、開削工法での設計となったことによる減額のため、影響は考えておりません。

以上でございます。

○委員【森尾武史議員】 ありがとうございます。続いて、同じく決算審査資料の6ページと7ページにわたってのところですが、終末処理場の維持管理費についてお聞かせください。令和4年と比べて8807万円ほど増の7億5140万8392円となった理由と、1億4434万2000円の不用額が出た理由、

背景をお聞かせください。

○下水道整備課下水道施設担当主幹【山本敦之】 終末処理場維持管理費について前年度と比べて増となった理由は、労務単価の上昇などに伴う委託料の増や、No. 1 遠心濃縮機の分解整備に伴う修繕費の増などによるものです。不用額の要因については、電気料高騰に伴う国の激変緩和対策等により電気料金の支出が見込みよりも下回ったためです。

以上です。

○委員【森尾武史議員】 ありがとうございます。電気代高騰の国の激変緩和対策で受け取れる算出方法や額などの詳細についてお聞かせください。

○下水道整備課下水道施設担当主幹【山本敦之】 国の電気料激変緩和対策については、電気料金の中の燃料費調整単価において、令和5年2月から令和5年9月までが3.5円、令和5年10月から令和6年5月までが1.8円減額されており、激変緩和対策によって減額された電気料が月々電力会社へ支払われています。激変緩和対策の金額として、令和5年度の終末処理場分については約1519万円となりました。残りの不用額については、令和5年度予算において電気料金が高騰していたため、前年度実績により電気料単価を約2倍と推計して計上しましたが、電気料の上昇が落ち着いたため、見込んでいた金額を下回ったことによるものです。

以上です。

○委員【森尾武史議員】 ありがとうございます。では、続いての質疑になります。さきの委員と少しかぶるところがあるかもしれませんが、御容赦ください。同じく決算審査資料の6ページ、相模川流域下水道維持管理費の負担金についてです。不用額5436万9000円、決算額も令和4年と比べて2520万5000円減となっておりますが、理由、背景をお聞かせください。

○下水道経営課長【平井淳一】 相模川流域下水道維持管理費負担金は年4回に分けて支払いを行い、最終支払いである第4四半期分の支払いは、県が執行残や執行状況を精査した内容に応じて負担額が増減いたします。この第4四半期分の支払いにおける減額分が不用額となりました。相模川流域下水道維持管理費負担金は、県流域下水道の維持管理事業に係る負担金を流域関連市町ごとの負担割合に応じて拠出しています。令和5年度につきましては、国の電気料激変緩和対策等により、流域下水道事業の予算が前年度比で減となったため、財源となる流域関連市町の負担金も減額となりました。

以上です。

○委員【森尾武史議員】 ありがとうございます。最後に1点お願いいたします。予算現額と決算額の差異分析書の中の営業外費用のその他雑支出についてです。4846万9000円の内訳をお聞かせください。

○下水道経営課長【平井淳一】 営業外費用その他雑支出の内訳ですが、雑支出には国庫補助金など不課税収入であるものの、課税支出の財源としたことにより、課税扱いとなる特定収入というのがあります。その特定収入に係る消費税相当

分について計上しています。内訳は、4条、特定収入に係る消費税の費用計上分として4828万1000円を計上したほか、下水道使用料の過年度未収分に係る調整分として5万5000円、貸倒引当金不足分に係る引当金充当分として13万3000円をそれぞれ計上いたしました。

以上です。（「了解しました」の声あり）

○委員【越水崇史議員】 予算現額と決算額の差異調書をつくっていただきました。下水道の事業収益のところから見ていたわけですがけれども、経営を維持するために下水道料金の値上げに今回踏み切りました。資料を拝見して、営業収益が予算現額よりも1300万円ほど大きくなっています。一般企業であれば思ったよりもうかったというのは非常にうれしい悲鳴なんではしょうけれども、この点に関して市の見解はいかがでしょうか。

さっき質疑があったかもしれませんが。消費税及び地方消費税還付金、この制度というのですか、詳細を教えてください。予算1000円で組んでいましたけれども、増額になりました。原因は何でしょうか。2点目です。

3点目、下水道事業で継続的に収入を上げていくためにはどういった努力が必要かなんてざっくり伺います。

以上3点、まず、お願いします。

○下水道経営課長【平井淳一】 3点についてお答えします。

下水道使用料の引上げが数値に反映されるのは令和6年度決算からとなります。今回増加した要因は、下水道接続件数の増加により家事用汚水量が増加したほか、市内事業者の使用量の増加に伴い、事業用汚水量が全体的に増加したことによるものです。公共下水道の面整備と下水道接続後の適切な賦課処理等が成果につながったものと考えます。引き続き下水道使用料の確保に努めていきます。

2点目です。消費税及び地方消費税還付金は、支払った消費税額が受け取った消費税額よりも上回った場合に発生いたします。令和5年度決算においては、消費税計算の結果、還付が発生したため、収入が予算を上回りました。

最後、下水道事業で継続的に収入を上げていくためには、特に収入の根幹である下水道使用料を確保していくことが必要です。令和8年度に予定している公共下水道整備の概成に向けて、国庫補助金等を活用しながら進捗を図るとともに、下水道への接続に向けた普及促進活動を強化することで収入を確保してまいります。

以上です。

○委員【越水崇史議員】 続いて、ちょっと下に移ります。費用のところです。流域負担金について、今回の決算では減額ということになりましたけれども、具体的な金額の決定についてどのように、いつ頃決定されるのか、負担金の制度全般について教えていただけますか。

あと、資本的収入のところですがけれども、企業債、公共下水道事業債を減らしていこうという気概も感じる数字だと思うんですがけれども、経営を維持していくには借金ともうまく付き合わなければいけない瞬間もあるのかと思います。単純

に借金が駄目というものではなくて、よい借金と悪い借金もあると思いますけれども、このたびの企業債、公共事業債についてはどのように評価されるか。具体的な内容ですとか、使用用途、今後の経営への影響について伺います。

以上2点で。

○下水道経営課長【平井淳一】 流域負担金についてです。相模川流域下水道維持管理費負担金は、県流域下水道の維持管理事業に係る負担金を流域関連市町ごとの負担割合に応じて拠出しており、令和5年度は10月に次年度予算の説明、12月に次年度予算最終調整結果の報告を県から受け、この内容を市の予算に反映しました。その後、県の予算の兼ね合いにより、毎年3月に負担金額が確定いたします。令和5年度は、令和5年12月に県の維持管理事業において執行残が生じることで市の負担金が減額となる旨の通知を受け、最終支払いである第4四半期分の支払いにて負担金を減額調整したため、予算額と乖離しました。

続きまして、企業債の評価になります。予算額と比べて収入額が減った要因は、入札による事業費の減のほか、令和6年度への繰越しにより借入れが翌年度収入となったことによるものです。企業債には収入と支出の年度間調整のほか、後世代の市民と現世代の市民との間で負担を分かちることができる世代的公平性の調整機能があります。建設した管渠等の施設は長期にわたり使用していくものですので、これらの観点からも借入れは適切であったと認識しています。今後の下水道事業の運営においても、借入れ後の返済等も含めて、収支均衡を見極めながら効果的に活用してまいります。

以上です。

○委員【越水崇史議員】 最後に幾つか、借入れの話もありました。公共下水道事業債の中には借入れ先がいろいろあるようですが、借換えについて見解があれば伺いたいと思っています。

建設改良費、汚水管渠整備事業費、あちこちで下水道整備が進んでいるなという印象があるんですけども、不用額が発生となったんですね。減額になった要因があれば、伺いたいと思います。

最後に、国庫補助金増減率150.4%と非常に増額となりました。タイミングが合ったからなのか、何でしょうか。増額となった要因について伺います。

以上3点です。

○下水道経営課長【平井淳一】 では、私から2点についてお答えいたします。

まず借換えについてです。民間資金については、原則借換えが認められません。貸主との協議により、借り換える場合でも金融市場の金利等を基に、貸主が算出した期限前弁済手数料を支払う必要があり、この手数料の額が借換えによる削減効果額を上回ることが考えられることから借換えは行っておりません。また、公的資金の借換えは一度公的資金を繰上償還して民間資金から借り換える方法が考えられます。この場合、繰上償還をするには最終償還日までの利子に相当する額を補償金として支払う必要があり、実質的に削減効果が見込めないものです。今後も借換えにつきましては削減効果を慎重に判断して検討していきたいと考えて

おります。

続きまして、国庫補助金の関係です。令和4年度から令和5年度に繰越した建設改良事業が完了し、その財源である国庫補助金を令和5年度に収入したことから、前年度比で増加いたしました。

私から以上です。

○下水道整備課長【友部淳一】 御質問の2点目についてお答えいたします。主に工事請負費や委託料におけます入札価格と落札価格に差額が生じたことによるもので、工事請負費は1億431万円、委託料では5275万円の不用額が生じました。

以上でございます。

○委員【埴田巖議員】 まず私から2問質疑させていただきます。決算書19ページの貸借対照表の未処分利益剰余金ですけれども、3億9284万円となっておりますけれども、活用することを考えなかったのでしょうか。また、活用に対する考え方について伺います。

次に、意見書11ページの営業収益の他会計負担金が前年度比で407万円増加しておりますけれども、その理由についてお願いいたします。

まず、2点お願いします。

○下水道経営課長【平井淳一】 お答えいたします。未処分利益剰余金は、これまでの営業活動における利益の蓄積であり、不測の事態等へ対応するための性質を有するものです。今後、収支均衡を図る上で、財源不足に対応するため、剰余金の一部を企業債の償還に要する資金に充当する減債積立金としての活用を予定しております。

続きまして、他会計負担金についてです。収益的収入に係る他会計負担金は、雨水維持管理費をはじめとした雨水にかかる経費に対する負担金として一般会計から繰入れを行っております。令和5年度決算は雨水に係る人件費の積算方法を見直したことで等により、雨水にかかる経費が増加したため、増となりました。負担金は、年度末にその年度の所要額に応じ精算し、戻入を行っておりますが、令和5年度決算では、所要額の積算を行ったところ、雨水に係る経費の不用額が出なかったため、精算はありませんでした。

以上です。

○委員【埴田巖議員】 次に、意見書9ページと17ページです。資本的収入の企業債が予算に対する収入額の差が6億9690万円、また、前年度比で5億8700万円、増加した理由について伺います。

次に、決算審査資料3ページです。資本的収入で防災・安全社会資本整備交付金（管渠分）非重点が前年度比と比較してマイナス2500万円となっている理由について伺います。

○下水道経営課長【平井淳一】 では、1点目の質問にお答えします。予算に対する収入額の差額は、令和5年度3月補正により、令和6年度へ繰越した事業に伴う財源のほか、令和5年度に完了した事業の入札差金や事業費の減に伴う

ものです。前年度比では、令和4年度から繰越した企業債の対象となる事業が完了したことにより、財源の充当先となる汚水管渠整備事業費や終末処理場整備事業費が増となったことなどに伴い、増加いたしました。

私から以上です。

○下水道整備課公共下水道整備係長【石川祐一】 それでは、私から2点目の御質問に回答させていただきます。防災・安全社会資本整備交付金（管渠分）非重点につきましては、下水道ストックマネジメント計画に基づきまして管渠の長寿命化対策工事等を予定しておりました。そこで、国費の要望をしておりましたが、内示減となったため、管渠分の国費の収入がゼロとなっております。管渠の老朽化に伴い、緊急度の高い工事につきましては公共下水道事業債等を充当し、工事を実施しております。

以上でございます。

○委員【埴田巖議員】 最後に1つ質疑させていただきます。意見書21ページのむすびの下段のほうに不明水が26.6%流入しており、課題となっていると書いてあります。不明水を減らす取組が必要であると考えますけれども、26.6%の不明水を特定し、改善する取組を進めているのかについて伺います。

○下水道整備課公共下水道整備係長【石川祐一】 それでは、不明水に対する取組について答弁させていただきます。流域下水道へ接続する第2号公共下水道の区域については、県からの負担金を充当しまして、雨天時増水対策工事等を高森三丁目、四丁目地内で実施しており、あらかじめ流域下水道で流量調査等により不明水流入量が多い地区を特定し、取付管及び公共ますの入替え工事を実施し、不明水流入を軽減する対策を進めました。また、老朽化した管渠の入替えを行う長寿命化対策工事についても、下落合、高森七丁目、鈴川地内で実施しており、入替えを進めることにより、老朽化した管渠の継ぎ手や亀裂等からの侵入水が軽減されるため、一定の効果があると考えております。令和6年度につきましては、終末処理場に接続する第3号公共下水道の区域において、雨天時浸入水対策調査業務として、鈴川工業団地内の誤接続等の調査を予定しております。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【米谷政久議員】 それでは、私からまず3点お聞きします。

審査資料6ページ、終末処理場整備事業費が前年度比で3億3193万3142円増額した要因について伺います。

そして2点目、審査資料同じく6ページで、ポンプ場整備事業費が前年度比で7942万9600円増額した要因について伺います。

そして3点目、審査資料7ページ、ポンプ場整備事業費で8247万4000円の不用額が生じた要因について伺います。

以上3点お願いします。

○下水道整備課下水道施設担当課長【中野進一】 3点についてお答えいたします。

まず1点目ですが、委託料及び工事請負費の増によるもので、委託料の主なも

のとしては、令和4年度、令和5年度の継続事業として設定した処理場内の自家発電設備や無停電電源装置の改築工事委託により、前年度比3億1189万円の増となっています。また、工事請負費の主なものとしては、令和4年度から令和5年度に繰越した処理場内のNo.1主ポンプ改築工事により、前年度比で2006万5000円の増となっています。

2点目、ポンプ場整備事業費の増額した要因についてお答えします。委託料の増によるもので、令和4年度、令和5年度の継続事業として設定した下落合第1ポンプ場除じん設備改築工事委託のほか、同様に継続事業として設定した下落合第2ポンプ場再構築工事委託の令和4年度分の完了により、前年度比で7943万円の増となっています。

最後、ポンプ場整備事業費の不用額についてお答えします。不用額につきましては、委託料において令和4年度、令和5年度の継続事業として設定した下落合第2ポンプ場再構築工事委託の令和5年度分が全額繰越しとなったほか、突発的な工事等が発生しなかったため、緊急対応工事費用の予算が未執行であったことによるものです。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 次に、污水管渠整備事業の詳細についてと、雨水管渠整備事業の詳細について、2点お伺いします。

○下水道整備課河川・維持管理係長【小井口和臣】 では、まず污水管渠整備事業にお答えいたします。

未普及対策事業、公共下水道の整備促進を図るほか、下糟屋、上粕屋、田中地区等における污水管渠整備工事として、全体延長2993.8メートル、管径200ミリメートルから450ミリメートルの整備を開削工法及び推進工法にて工事を実施いたしました。

また、地震対策事業といたしましては、下水道総合地震対策計画に基づき、桜台小学校のマンホールトイレを13基設置するとともに、その下流管渠の人孔耐震化工事を6か所実施いたしました。

長寿命化対策事業は、下水道ストックマネジメント計画に基づき、既存の管渠にたるみ等が発生した全体延長308.1メートル、管径250ミリメートル及び300ミリメートルの管渠について敷設替えを実施いたしました。

続きまして、雨水管渠整備事業費についてお答えいたします。

浸水被害の軽減対策といたしましては、雨水板戸川第1-1幹線延長60.2メートルの区間におきまして、既設護岸約5メートルであった護岸を1.5メートル拡幅することで、流下能力の向上を図りました。また、雨水板戸川第1-3幹線延長12.0メートルの区間において、既設断面幅1.5メートル、高さ1.5メートルのボックスカルバートを幅2.0メートル、高さ2.0メートルへ拡大する改修工事を実施し、流下能力の向上を図りました。

畠田調整池につきましては、雨水排水を直接、二級河川歌川に放流するため、圧送管400ミリメートルの配管工事につきまして90メートル実施いたしまし

た。また、配管工事と併せまして、排水ポンプの2台同時運転を可能とするため、分電盤の交換工事等を実施いたしました。

東大竹調整池につきましては、矢羽根川及び調整池の水位を監視する目的でカメラを設置いたしました。

以上になります。

○委員【米谷政久議員】 最後に2点、終末処理場整備事業の詳細についてと、ポンプ場整備事業の詳細についてお伺いします。

○下水道整備課下水道施設担当課長【中野進一】 まず初めに、終末処理場整備事業の詳細についてお答えします。伊勢原市下水道ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策事業として、令和4年度、令和5年度の継続事業による自家発電設備等改築工事委託として、設置から37年が経過するNo.1自家発電設備について、交換部品の供給手配が困難となったことや経年劣化も著しいため、改築更新を実施しました。また、無停電電源装置改築工事として、設置から21、24年が経過する無停電電源装置について、経年劣化が著しいため、改築更新を実施しました。さらに、令和4年度から令和5年度に繰越ししましたNo.1主ポンプ改築工事として、設置から34年が経過するNo.1主ポンプについて部品交換による改築工事を実施しました。

次に、ポンプ場整備事業の詳細についてお答えします。伊勢原市下水道ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策事業として、令和4年度、令和5年度の継続事業による下落合第1ポンプ場除じん設備改築工事委託として、設置から31年が経過する除じん設備について、経年劣化が著しいため、改築更新を実施しました。さらに、伊勢原市下水道総合地震対策計画に基づく地震対策事業として、令和4年度、令和5年度の継続事業による下落合第2ポンプ場再構築工事委託として、平成27年度のポンプ場建物の耐震診断により、地下部分の耐震性能が確保されていないことから、ポンプ場建物の耐震補強と新たなマンホールポンプの設置について比較検討を行い、費用が安価となるマンホール形式のポンプ場へと再構築するものです。

なお、下落合第2ポンプ場の再構築工事委託は、材料の調達困難に伴う遅延が生じたことにより令和6年度に繰越しして、今年度の完成に向けて工事を進めています。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【今野康敏議員】 私からも何点かお伺いいたします。

まず1点目、決算及び附属書類の33ページ、営業費用の減価償却費及び資産減耗費についてお伺いいたします。前年度対比で減価償却費は3315万4633円の減少、また、資産減耗費は2076万5435円、増加している主な要因について、それぞれお伺いいたします。

2点目でございます。同じく減価償却費について少し角度を変えてお伺いいたします。決算審査資料の7ページのNo.9、構築物減価償却費及びNo.11、機械及び装置減価償却費についてお伺いいたします。不用額がそれぞれ1531万80

30円、また、857万4672円で、合わせて2389万2702円となっております。これについて審査資料の備考欄には償却資産の変動によるとしていますが、それぞれ変動要因となった主な資産をお伺いいたします。

次いで3点目です。決算数値から減価償却累計率を算出しますと、建物が19.2%、構築物が15.3%、機械及び装置が40%と、機械及び装置が高くなっております。この数値をどう分析しているのか、お伺いいたします。また、この数値を今後の取組にどう反映していくのかも伺いいたします。

以上3点、お願いします。

○下水道経営課長【平井淳一】 では、3点についてお答えいたします。

減価償却費と資産減耗費です。まず、減価償却費について。減価償却費の規模は、新たに償却が開始される資産と減価償却を終える資産の規模により増減します。現在の投資規模では、減価償却を終える資産の規模のほうが大きいため、前年度比で減となりました。主な要因は、機械及び装置に係る減価償却費の減によるものです。

次に、資産減耗費について。資産減耗費は、改築による入替え等により除却が発生した場合に計上します。除却する資産の総量が増加したことに伴い、前年度比で増となりました。主な要因は、管渠施設のヒューム管や処理場内の無停電電源装置等の除却によるものです。

続きまして、償却資産の変動についてです。構築物減価償却費については、長寿命化対策による管渠の改築工事により管渠の撤去が生じたことから、減価償却費が減額になりました。機械及び装置減価償却費については、処理場の電気設備、下落合第1ポンプ場機械設備、処理場機械設備を除去したことにより、減価償却費が減額となりました。

最後、数値についてです。機械及び装置については、主な耐用年数が7年から30年となっており、建物、構築物については8年から50年となっております。耐用年数が短いほど減価償却累計率が高くなっていると考えます。取組といたしましては、耐用年数が短い下水道施設の設備や機械及び装置は、修理、メンテナンス費用が建物や構築物に比べ高額になることもあることから、下水道ストックマネジメント計画に基づき、耐用年数後も稼働実績のある設備を導入し、延命化によりコストの縮減を図ってまいります。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 続いて3点、お伺いいたします。

当座比率、これは酸性試験比率と呼びますけれども、これについては令和4年度が52.2に対して、令和5年度は75.8と大幅に改善しています。これについて要因などをどのように分析しているのか、お伺いいたします。

また、令和15年度までの経営戦略期間では、この当座比率をどの程度まで引き上げる計画または見込みなのか、お伺いいたします。

2点目です。下水道事業の公営企業会計適用時に、その決算書の注記記載を求められていますセグメント情報についてお伺いいたします。汚水処理事業と雨水

処理事業とに分け、経営実態の把握、また、一般会計繰入金の金額等について把握しているのか、お伺いいたします。具体的にはセグメント別の損益計算書などは作成していないのか、伺います。仮に作成していない場合、今後、下水道事業の経営管理強化のためにも、このセグメント別損益計算書を作成していくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目、晴天時現在処理能力について、晴天時最大処理水量を晴天時現在処理能力で除した施設利用率は令和3年度が79.6%、令和4年度が83.8%から令和5年度においては104.4%と改善されていますが、これについて主な処理能力増強策、また、改善策などをお伺いいたします。

以上3点、お願いします。

○下水道経営課長【平井淳一】 私から2点についてお答えします。

当座比率についてです。当座比率は75.8%となり、前年度比で23.6ポイント増加しました。これは分母である流動負債が増加となったものの、分子である現金預金や未収金などの増加がそれを上回ったことによるものです。当座比率の増加した主な要因は、前年度比で一般会計繰入金や下水道使用料が増加したことなどによるものと考えておりますが、当該指標が100%を下回っているため、より一層の改善を図る必要があると考えます。未収金や未払金など、想定し難い勘定科目を算定に用いているため、経営戦略上の具体的な数値目標はございませんが、当該指標は100%を上回ることから財政状況の安全性を示すことから、財政状況の改善を図るため、経営戦略の目標である資金残高10億円の確保を実践するよう努めてまいります。

続きまして、セグメントの回答です。基準内繰入金の算出に当たりまして、雨水処理に要する経費の把握が必要であることから、汚水処理費及び雨水処理費等の算出については現在も行っているところですが、御指摘のセグメント別の損益計算書については作成しておりません。セグメント別損益計算書の作成は、経営状況を知るためには有効な手段と考えますが、作成に当たって時間と労力がかかるほか、詳細に分析するためには新たな専門知識も必要になると考えます。また、現行の会計システムではセグメント別の詳細なデータ収集や分析を行う機能が十分ではありません。しかし、セグメント別損益計算書の作成に当たりましては、他市の状況も参考にするとともに、専門的な意見も聞きながら、今後研究してまいります。

以上です。

○下水道整備課下水道施設担当課長【中野進一】 私からは3点目についてお答えいたします。晴天時最大処理水量を晴天時現在処理能力で除した施設利用率は最大稼働率ともいい、処理施設の最大の稼働状況を示しています。晴天時最大処理水量は、降雨量が0ミリの中で、年間を通じての最大流入水量のことを指し、前日、前々日の降雨による不明水の影響を受けやすく、水量が増減します。令和5年度は2日間にわたる大雨による不明水の影響により処理場へ流入する汚水量が増加したため、施設利用率が104.4%となりました。晴天時の処理水量が

降雨による不明水の影響を受けてしまうと、値が上下して適切な分析ができないため、今後の対応としましては晴天時の最大流入水量は雨の影響を受けない3日後程度の値とするなど改善に努めていきます。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 そうしましたら、最後3点、お伺いいたします。

資本費平準化債は、令和4年度2.5億円に対して、令和5年度は2.4億円と減少しましたが、主な要因と戦略的な取組の内容をお伺いいたします。

2点目、下水道事業費用の営業外費用、消費税雑損失、4828万486円は特定収入分に関わる消費税計上分で、前年度対比2755万381円の増となっているなど、これについて詳細をお伺いいたします。

最後に1点、企業債の利息負担軽減策について、令和5年度については講じたのか、お伺いいたします。また、今後、金利上昇基調においてどのように対応していくのかをお伺いいたします。

以上3点、お願いします。

○下水道経営課長【平井淳一】 資本費平準化債についてです。資本費平準化債を新規借入れすることによって生じる元金償還が財政状況を悪化させるため、新規借入れ額が償還額を下回ることで企業債残高を縮減させる必要がございます。令和5年度は、電気料や物価等の高騰に対応するため、経営戦略の計画値から4000万円増額いたしました。令和5年度における元金償還額が約2億5600万円であったことを踏まえ、新規借入れを前年度比で1000万円縮減し、2億4000万円にとどめました。経営戦略では令和12年度には新規借入れをゼロにすることを目標としており、引き続き新規借入れの縮減を図ってまいります。

続きまして、消費税雑損失です。消費税雑損失は、国庫補助金や受益者負担金などの不課税収入を課税支出の財源として充当したことにより、不課税収入が課税扱いとなる特定収入があり、この特定収入に係る消費税及び地方消費税相当額が経理処理上で発生いたします。令和5年度は資本的収支に係る国庫補助金などの特定収入の消費税計上額が令和4年度からの繰越し事業の影響などにより増加したため、消費税雑損失が前年度比で増加いたしました。

続きまして、企業債の金利のお答えです。企業債の借入れに当たりましては、企業債の対象となる事業費の精査及び国庫補助金等特定財源の活用により、借入額の抑制に努めております。また、借入れ時も低利率となる公的機関から借入れを行うことで利率を抑えているほか、資金繰りを考慮しつつ、なるべく借入れのタイミングを遅らせることで利息を最小限に抑えているところです。今後の金利上昇基調に対しましても、引き続き企業債対象事業費の精査、国庫財源の活用により企業債借入額の抑制に努めるとともに、借入れ先や借入れ時期等でできる限りの利息負担軽減に努めてまいります。

以上です。

○委員長【前田秀資議員】 ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めて、質疑を終結します。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【荻野貴文議員】　それでは、本委員会に付託されました令和5年度の伊勢原市公共下水道事業会計決算審査について、私の意見を述べさせていただきます。

本日の決算審査では、委員からの質疑に対して丁寧な回答をいただき、非常に理解が深まりました。また、審査資料等に示された主な増減理由や不用額が大きかった事業などが明示されており、現状を明確に把握することができました。

令和5年度の社会情勢より、物価高、人手不足、災害対策、デジタル化の影響を慎重に評価することが求められました。また、少子化や人口減少による収入減少への対応策や持続可能な運営を目指した取組がどのように反映されているかを確認することが健全な財政運営のために重要であると考えます。

収入面では、下水道接続件数の増加に努めた結果、家事用汚水量が増加し、さらに事業用汚水量も全体的に増加したため、下水道使用料が増収となったこと。支出面では優先順位を考慮した計画的な整備や更新を図り、処理場の運転管理においても問題がないことを確認した上で、使用薬品の見直しにより、薬品費の削減に取り組んだ点は評価されます。

一方で、関係機関との協議や材料調達の困難さから、年度内に事業が完了できず、進捗に影響が生じた課題が指摘されました。

単年度ごとの収支バランスは慎重に検討されていますが、長期的には少子化や人口減少の影響により下水道使用料の減少が予想されます。そのため、収支バランスの維持だけでなく、公共下水道の本市としての在り方を見据えた将来の目標設定を明確にし、その目標に向けた具体的な行動をとることが重要だと感じました。

また、決算書において、現状を正確に把握できるよう図表や円グラフを活用することで、運営側と審査側の双方にとって効率が向上するものと考えます。

最後に、多くの質疑に対して真摯に御説明、お答えいただいた担当職員の皆様に感謝を申し上げ、本決算に対しての賛成の意見とします。

○委員【森尾武史議員】　ありがとうございます。それでは、産業建設常任委員会に付託されました令和5年度伊勢原市公共下水道事業会計決算審査について意見を述べさせていただきます。

汚水接続件数の増や排水量の増による収入増がある一方、電気代や物価の高騰、労務費の上昇等、苦しい状況の中での経営は多くの御苦勞があったのかと思います。大変お疲れさまでございました。

本年度の令和6年からは収支均衡を図る経営戦略も本格的に動き出し、次のステップへ大きく進むこととなります。老朽化の進む配管の更新は待ったなしであり、有収率が年々下がってきていることから不明水対策が喫緊の課題であることは明らかです。また、一部地域での冠水問題、下水の地表への逆流問題などは、残念ながら、市民の日常に大きく被害をもたらしている状況です。

下水配管はふだん目に見えず、関心が集まりにくいという一面もあるかとは思

いますが、衛生的で安全快適な市民の暮らしを支える上で大変重要な役割を持つインフラ、仕事であることは間違いありません。日々、決して諦めることなく、未来へ向けて問題点の改善整備を続けていただき、下水の存在を市民に気づかせないほどの高いレベルをぜひ目指していただければと思います。

厳しい状況が続くのは重々承知ではありますが、引き続き皆様の御尽力をお願いし、私の公共下水道事業会計決算への賛成の意見とさせていただきます。

○委員【越水崇史議員】 令和5年度伊勢原市公共下水道事業会計決算認定に当たり、賛成の立場で意見を申し述べます。

これまでの自治体経営は、人口増加を基調として、右肩上がりの経済成長の中で策定した総合計画に基づいてきました。しかし、これからは人口と税収の減少を前提に少子高齢社会が必要とする多様な住民ニーズに応える自治体経営を行わなければなりません。例えばお店をやっている赤字だから、そろそろ閉めようと思って。こんな経営では住民が困ってしまいます。

物価高や人件費の高騰などで都合よく経営ができる環境にない御苦勞もお察しします。追いかけてくる支払い債務に対して現金を準備しておかなければなりませんし、現金のあり高も気にしながら事業を止めないようにしなければなりません。節電や環境負荷の少ない活動が進められている中で、たまたま排水量が増えたから収入が上がったぞというラッキーを喜ぶ経営ではなくて、人口が少なくなっても、処理量が少なくなっても、安定的に運営できるという姿も将来的には検討していかなければならないでしょう。持てるインフラを少なくしても効率的に収入が得られる経営戦略が求められる厳しい時代での経営のかじ切りをしている執行部の皆様に期待をしています。

下水道料金値上げに関しても苦渋の決断を市長とともになさったことでしょう。できる工夫は最大限行いながら事業運営してくださっていることは十分に理解をした上で、引き続き市民の皆様の満足度向上のため、効果的な施策の実施をお願いして、賛成の立場での御意見とさせていただきます。

○委員【夢田巖議員】 それでは、「議案第47号、令和5年度伊勢原市公共下水道会計決算の認定について」、意見を述べさせていただきます。

令和5年度に改定した経営戦略は、公営企業の基本である独立採算制の原則として、過度な一般会計からの繰入金には税の公平性の観点からは好ましくないという考えに基づき、物価などの上昇による支出増を加味した上で、下水道使用料改定のほか、経費削減策などを反映させ、収支均衡が図られた計画でした。電気料高騰については、国の激変緩和対策により抑制が図られたものの、委託料や工事請負費などに含まれる物価や労務単価等は増加し、経営状況に大きな影響を及ぼしております。

今後とも将来にわたって住民生活に必要な安定した下水道サービスを継続的に提供するため、改定後の経営目標を達成できるよう努力を継続していただき、経営効率化を図りながら、計画的に整備を進めていただくことをお願いし、賛成の立場での意見といたします。

○委員【米谷政久議員】　それでは、令和5年度伊勢原市公共下水道事業会計決算について意見を述べさせていただきます。

本市の下水道事業は、昭和48年より供用を開始し、令和5年度末には水洗化率は93.6%で、市民の快適な生活環境の確保、浸水の防除、公共用水域の水質保全に資するために、着実に事業を進めています。令和4年度からは電気料高騰に加え、物価高や労務単価の上昇等による支出増を加味した上での下水道使用料改定のほか、経費削減策などを行い、令和5年度の建設改良工事では、国庫補助金や企業債等の財源を確保し、公共下水道未整備区域への未普及対策として当該地区への面整備を計画的に行っています。また、地震対策として、桜台小学校にマンホールトイレを設置したほか、老朽化した管渠の敷設替え工事による長寿命化対策も行われ、雨水対策としては市内河川の整備工事等を行っています。

例年より事業規模が大幅に増加する結果となっておりますが、さらに今後も不明水流入の課題や施設等の維持管理費、耐震化による更新費用の増大など厳しい経営事情も見込まれますが、市民生活に必要な安定した下水道サービス、河川による水害対策を継続していただき、安心安全な環境をつくっていただくことを期待して、令和5年度伊勢原市公共下水道事業会計決算に賛成といたします。

○委員【今野康敏議員】　令和5年度伊勢原市公共下水道事業会計決算審査を終えて、意見を述べさせていただきます。

令和5年度伊勢原市公共下水道事業会計決算は、損益計算書上の営業利益は12億3000万円の赤字、他会計補助金、長期前受金戻入などの営業外損益を含んだ経常利益は対前年比1億700万円増の1億6300万円の黒字となりました。この数値を少し分析してみますと、仮に他会計補助金が前年度レベルだったとすると、2000万円ほどの赤字になっていましたので、決して樂觀できる結果ではなかったと職員の皆様も実感しているところだと思います。

そのことから、また、本年度から見直しした下水道事業基本戦略に掲げた基本方針を達成する上でも、下水道事業の経営管理をさらに強化していく必要があると感じております。そのため、先ほどの質疑で現状確認、また、提案させていただいた汚水処理事業と雨水処理事業を区分して、セグメント別損益計算書を作成し、今年度、料金の改定をした使用料の妥当性、適切な他会計補助金の算定など、経営管理精度向上を図っていく必要があると強く感じております。

また、本日、冒頭に大島副市長をはじめ皆様から謝罪がございましたが、今回の決算審査の過程で、先ほど副市長から御説明ありましたとおり、有形固定資産減価償却率の数値が間違いと思える箇所を指摘、確認させていただきました。その問合せをした際に最初に頂いた言葉は、昨年までも毎年この計算式で数値を出しているから間違いのほずがないとの趣旨のお答えでした。しかしながら、その後、内部で確認していただいた結果は、その計算式そのものが下水道事業会計を公営企業会計に移行して以来の誤りと判明いたしました。

この事実から、職員の皆様をお願いしたいことがございます。それは、過去または前任者から、この方法でやってきたから、今後も同じ方法、同じやり方で仕

事を行うとの考え方はもちろん業務の基本だと思います。ただ、今後はそれだけにとどまらずに、常にこの業務の目的は何か、このプロセスは最適なのか、また、この数値の意味合いは何なのか、計算式が正しいのかという意識を持ちながら仕事を進めていただきたいということです。そこから業務改善が生まれ、不要な業務プロセスの見直しなども見いだされます。それが経営戦略基本方針遂行の基本となると確信します。

最後に、決算を踏まえて表面化した様々な課題に対してさらに果敢に取り組んでいただくことを要望しまして、「議案第47号、令和5年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について」の賛成の意見とさせていただきます。

○委員長【前田秀資議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。「議案第47号、令和5年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について」は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【前田秀資議員】 挙手全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

以上で議案第47号の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【前田秀資議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午後2時46分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和6年8月22日

産業建設常任委員会  
委員長 前田秀資